

東海労 はテロリストではない

整然とした東海労の取り組みが明らかになり
所長掲示は、組合員の名譽を毀損したことを
地裁に続いて高裁でも認める判決が下される

組合員のみなさん！

さらなる 職場からの闘いの前進を全組合員で！

わたしたちが「反処分・反テロ裁判」として闘ってきた裁判
で地裁の勝利に続いて、高裁でも勝利しました。

高裁は、特にわたしたち東海労が行った、中労委命令の履
行状態を確認する取り組みに対する所長掲示の内容に対して、
判決では次の判断を示し名譽毀損と断定しました。

『一前略一 本件所長書面の内容は、事件発生日時及び当
所の所員が「この日に休みであった」こと、無断入室者が「3
名」であったことを具体的に記述しながら、立ち入り行為の
目的、内容、具体的な行為者の特定事項を理解させる記載な
しで、「大声で騒いで業務妨害に及ぶ」「身の危険を感じた」
「事なきをえた」「事件の悪質性」など後半の「テロリスト的」
という表現の前提となる評価的表現によって構成されている
ものであるから一後略一』（「第3 当裁判所の判断」より一部抜粋）

高裁の判断は、当日の状況を知っていれば理解できるもの
の、状況を知らない人は職場の噂や伝聞などによって理解す
ることになるので、警察を呼んだとかテロリストと同じ行為
をした、異常だと思ふことになる、ということです。

まして、所長掲示が「セキュリティの徹底」を目的とする
以上、警察を呼んだとかテロリストと同じ行為をした、異常
だという様に職場で伝わり広まることを見込んで張り出され
たということを知ったと認めたということです。高裁が、所長掲示の
でつち上げ性を認めたと言っても過言ではありません。

所員のみなさん！

みんなで 所長に言いましょ！

西原前所長が無理なら、松本所長が代わって東海労に
謝るべきです。職場を混乱させたことを全所員に謝るべ
きです。それが社会人であり、特に上に立つべく資質を
持った人間ということですよ、と。